

## 令和 7 年度里親部会の開催状況について

## 1 所掌事項

- (1) 児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 29 条に基づき、里親（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 4 に規定する里親をいう。以下同じ。）の認定に係る諮問に関する調査審議をすること。
- (2) 里親の登録の更新または継続が不相当と認められる者および適否の確認を要する者について、当該里親の登録の更新または継続に係る諮問に関する調査審議をすること。
- (3) 里親の登録の更新を行ったときに報告を受けること。

## 2 開催状況

## (1) 開催回数

3 回

## (2) 審議件数

|        | 諮問件数 | 審議結果 |     |     |     |
|--------|------|------|-----|-----|-----|
|        |      | 適格   | 不適格 | 再調査 | 保留  |
| 養育家庭   | 4 件  | 4 件  | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
| 専門養育家庭 | 0 件  | 0 件  | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
| 親族里親   | 0 件  | 0 件  | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
| 養子縁組里親 | 2 件  | 2 件  | 0 件 | 0 件 | 0 件 |

※適格には、コメント付き適格とした件数を含む

## (参考) 里親認定・登録家庭数（令和 7 年 12 月 1 日現在）

| 養育家庭  | うち、    |             | 親族里親 | 養子縁組里親 | うち、養育家庭との二重登録 |
|-------|--------|-------------|------|--------|---------------|
|       | 専門養育家庭 | うち、養育家庭(親族) |      |        |               |
| 21 家庭 | 0 家庭   | 1 家庭        | 0 家庭 | 17 家庭  | 6 家庭          |